

## 東京都八王子都税事務所からのお知らせ

### ①自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に登録されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続が必要です。管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。

\* 3月末日までに手続をお済ませください。

※問い合わせは、東京都自動車税コールセンター ☎03-3525-4066

### ②引越しをしたときは、自動車の変更登録の手続が必要です

引越しをしたときは、管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所で自動車の変更登録の手続が必要です。手続が遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。やむを得ず手続が遅れる場合は、電子申請や電話などにより、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。

※問い合わせは、東京都自動車税コールセンター ☎03-3525-4066

### ③個人で事業を営む方へ 個人事業税の申告期限は3月16日（月）です

〔申告が必要な方〕前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主  
〔申告期限〕3月16日（月）

\* 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。

\* 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。

※問い合わせは、八王子都税事務所 ☎042-644-1111

## 空きスペースを駐車場シェアリングし活用してみませんか

町では、観光シーズンにおける駐車場不足や交通渋滞などの解消を図るため、駐車場予約アプリを運営する akippa株式会社と駐車場シェアリングについての連携協力に関する協定を締結しております。

このサービスの登録には、車止めや精算機などの設置、初期費用・月額費用が不要なことから、空いているスペースがあればいつでも利用することが可能です。

また、土地所有者ご自身で、1日単位で貸出有無の設定ができますので、契約されていない月極駐車場や個人宅の駐車スペース・空き地など空いているスペースの有効活用に興味のある方は、観光産業課 ☎83-2295までお問い合わせください。



〔東京じごとセンター多摩〕  
雇用・就業を支援するための様々な就業支援セミナーなど実施しています。  
詳細はホームページ  
(<https://www.tokyoshigoto.jp/tama/>)を1覧ください。  
(2次元コード)参照

